

仕様書

本仕様書は、秋田市本庁舎市民課窓口にて設置する番号案内表示システムと、秋田市本庁舎及び市内4か所のサービスセンターにて設置する広告モニターの機器及び運用について定めたものである。

なお、仕様書に定めのないものについては、秋田市（以下「本市」という。）と事業者が協議の上で決定する。

1 事業名称

秋田市広告付き番号案内表示等システム設置および運用等事業

2 設置場所

秋田市本庁舎市民課

西部市民サービスセンター

北部市民サービスセンター

南部市民サービスセンター

駅東サービスセンター

3 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

4 設置期間及びシステムの仕様について

(1) 設置時期

システムの設置事業者選定後、事業者は契約締結の日からシステムの運用開始日までの期間にシステムを設置するものとする。運用開始日とは、最低でも当該日から運用を開始させる日という意味であり、令和8年4月1日から設置および運用開始を可能とするものである。なお、システムの運用開始にあたり、機器の調整、操作研修等に要する期間を考慮し可能な限り早期に設置すること。

(2) 設置可能期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）とする。

(3) 運用開始日

令和8年7月1日

(4) システムの使用日時

毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで。

ただし、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く。

また、繁忙期の窓口業務受付時間の延長時も使用可能とする。

5 事業者の業務

(1) システム設置、撤去および設置場所の原状回復

(2) システムの不具合時等の対応

- (3) 掲載する広告主の募集
- (4) 広告映像及び市政情報映像の作成及び掲載
- (5) 掲載する広告内容に係る対応

6 費用負担

- (1) 本事業に係る機器代金、設置、保守、撤去に係る一切の費用は、事業者が民間企業等から広告主を募集し、広告用モニターに広告を掲載することで得られる収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しない。
- (2) 番号発券機に使用する専用ロール紙は事業者の負担にて供給すること。

7 導入機器

広告モニターを含めたシステムで、証明書発行、住民異動、戸籍届出等の手続業務別に番号札を発券し、窓口カウンターからの番号呼出に連動して、音声及び受付用モニターにより番号で案内を行うシステムとする。

また、利用状況等の各種集計機能を備えていること。

(1) 設置数量

装置名	仕様	台数
① 番号発券機	プリンター含む	5台
② 番号案内表示モニター	55インチ程度	4台
③ 番号表示パネル	ポール設置タイプ	17台
④ 番号呼出操作機		32台
⑤ 交付用番号案内表示モニター	55インチ程度	2台
⑥ 交付番号呼出機	バーコードリーダー含む	2台
⑦ システム制御用端末		1台
⑧ システム用無線機器		1式
⑨ 広告モニター		8台

※上記装置の付属品や周辺機器等を含む。

※⑨の設置場所は、別紙1～5を参照。

※①から⑧の配置場所については、別途協議とする。

※①～⑧の設置は秋田市本庁舎のみとする。

8 導入する機器の条件

(1) 番号発券機

ア タッチパネル式とし、6業務以上に対応し、手続業務別の待ち人数が表示されること。

イ 発券機の画面は2階層以上の設定ができること。

ウ 複数の手続きを有する来庁者が、その手続業務ごとに番号札を発券せず、同一番号で発券され、引き続き他の窓口受付ができるよう、受付番号の渡り機能があること。

エ 手続業務ごとに最大4桁の番号を付番できるようにすること。

- オ 発券した番号札には業務名、日時、メッセージ等が印字可能であり、内容を任意で設定変更ができること。
- カ 手続業務別に発券される番号札を職員控えと来庁者控えの2枚発券ができること。また、2枚目の番号札には受付番号の他に業務名、メッセージ、バーコードの印字が可能であること。
- キ 発券していない番号でも呼出ができること。
- ク 手続業務別に曜日や時間帯ごとでの発券設定ができ、職員による設定変更が容易であること。
- ケ 発券機及び番号札は、日本語・英語・中国語・ベトナム語を含む7か国以上の言語に対応すること。

(2) 番号案内表示モニター

- ア 画面の大きさは55インチ程度の液晶モニターとするが、各設置場所の状況に考慮して適切な大きさのモニターを適切な方法で設置すること。
- イ 番号呼出操作機からの番号呼出に連動し、ポップアップ表示がされ、呼出案内が分かりやすい表示であること。ポップアップ画面には、窓口番号と呼出番号の表示がされること。
- ウ 手続業務別の待ち状況一覧、保留番号一覧、発券済番号一覧、窓口呼出状況表示等が表示できること。
- エ 手続業務別の待ち状況一覧には、業務ごとの待ち人数、最新呼出番号、窓口番号が表示できること。
- オ 受付用モニターの音声案内は、日本語・英語・中国語・ベトナム語を含む7か国以上の言語に対応すること。

(3) 番号表示パネル及び番号呼出操作機

- ア 番号表示パネルは、本体にて音量調節ができること。また、電源工事が伴わないPOEHUBにて給電を行うこと。
- イ 番号表示パネルの音声案内は、日本語・英語・中国語・ベトナム語を含む7か国以上の言語に対応すること。
- ウ 番号表示パネルの表面には、4桁の受付番号、2桁の窓口番号を同時に表示し、裏面には待ち人数等の表示が可能であること。
- エ 番号呼出操作機は、呼出ボタンを押すことにより、手続業務別受付番号順に番号表示パネルに受付番号表示ができること。
- オ 番号呼出操作機は、番号の再呼出、保留、特定番号呼出、取り消し等の操作が可能であること。また、番号札発券時に選択した言語を確認することができること。
- カ 番号呼出操作機は、有線接続タイプの機種と無線タイプの機種を組み合わせても使用（運用）が可能であること。

(4) 交付用番号案内表示モニター及び交付番号呼出機

- ア 交付用番号案内表示モニターの画面の大きさは55インチ程度の液晶モニターとするが、各設置場所の状況に考慮して適切な大きさのモニターを適切な方法で設置すること。
- イ バーコード、テンキーにより番号表示、番号削除等の入力ができること。

ウ 交付番号呼出機から入力された受付番号をポップアップ表示により、交付用モニターに表示する。また、呼出済の番号も表示すること。

エ 交付用モニターの音声案内は、日本語・英語・中国語・ベトナム語を含む7か国以上の言語に対応すること。

オ 自動再呼出機能があり、再呼出する時間の変更が容易に設定できること。

(5) システム制御用端末

ア 職員向けに業務別待ち人数、最大待ち時間、処理件数の合計、最新受付番号等を表示できること。

イ 手続業務別に発券枚数、呼出人数等の統計データ集計ができ、CSV等のデータ加工ができるファイル形式で出力できること。

ウ 保留処理を行った不在リストについて、業務別の保留人数を確認することができること。

エ 番号札が発券された場合、手続業務ごとにアラート音で通知できること。なお、アラーム音は複数のアラート音から選択、変更が可能であること。また、アラート音については端末と接続をしているモニターから発報されること。

(6) システム用無線機器

ア 機器に不具合が生じないよう通信速度の低下、接続が不安定になることがないよう適切な対策を講じること。

イ 外部からの不正アクセスの防止等セキュリティ対策を十分に講じること。

(7) 広告モニター

ア 画面の大きさは43インチから55インチ程度の液晶モニターとするが、各設置場所の状況に考慮して適切な大きさのモニターを適切な方法で設置すること。

イ 広告の音量は、窓口業務に支障のないよう配慮すること。また、庁舎内の状況に応じ、任意に音量調整を行うことができるものとする。

ウ 動画又は静止画で広告を表示することができ、複数の広告を掲載できること。

エ タイマーで日付、曜日、時間単位で電源の管理ができ、モニターの電源は待機状況ではなく主電源からON/OFFできるものとする。

オ 全体の放送構成は1サイクル7分から9分程度とする。

カ 放送時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。臨時窓口開設の期間については、この限りではない。

キ 広告の掲載とともに市政情報の掲載ができること。

ク 市政情報の制作は事業者の負担で行い、本市が提供する情報に基づきナレーション、BGMを付加して作成するものとする。放送割合は、全体の4分の1程度とする。

ケ 放送する広告主の募集及び映像の制作については、事業者の負担で行うこと。ただし、広告主所有のコンテンツは除く。

コ 広告主の選定及び広告の内容については、秋田市広告掲載要綱及び秋田市広告掲載基準並びに関連法令を厳守するとともに、事前に本市の審査を受けその承認を得ること。

(8) 混雑情報配信

- ア ホームページ上で、受付待ち人数及び現在の呼出番号等を公開するシステムであること
- イ 公開対象となる、各システムより取得する情報がホームページに掲載されるまでのタイムラグは1分以内であること
- ウ メールによる呼び出しを可能とすること。本機能に係る仕様は以下のとおり。
 - (a) 呼び出し番号が近くなった際に、設定したメール配信のタイミングで登録したアドレスにメールを送付できること
 - (b) メール配信のタイミング、メールタイトル、メール本文を窓口ごとに設定できること
 - (c) 番号札に印字している二次元バーコードから呼出しメールの登録ができること
- エ 受付待ち人数及び現在の呼出番号等を掲載したWEB ページにバナー広告の掲載も可能とする。ただし、広告モニターに放映中の広告に限る。なお、広告の掲載にあたっては、当該広告が企業広告であることを明確にするため、原則としてその旨明記すること。また、必要に応じて、広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項を注記すること。

(9) 消耗品等

- ア 番号札発券機専用ロール紙に不足が生じた場合は、機器導入期間において必要な数量を納品すること。
- イ 機器導入時においては、5個以上の予備ロール紙を納入すること。

(10) その他

- ア 機器等の設置については、落下及び転倒防止等の安全措置を十分に講じること。また、万一に備え賠償保険等に加入する等、身体や財産に損害を及ぼした場合は事業者の責任において補償すること。補強工事が必要な場合は、その費用は事業者の負担とし、補強方法は協議するものとする。
- イ 機器等の取り付け及び撤去に関する費用、定期保守や破損、事故時の対応等は事業者の負担とする。
- ウ 番号案内表示システムの操作方法を、窓口業務に従事する本市職員が理解できるよう、機器設置後、速やかに研修を行うこと。
- エ 稼働後も十分なフォローアップに努め、設置機器等の操作マニュアルを作成し、本市に提出すること。
- オ 事業者は定期的に設置機器のメンテナンスを実施するとともに、故障、事故、災害時等の体制を整え、本市からの問い合わせに対して速やかに対応すること。

9 市政情報及び広告の掲載

(1) 市政情報

- ア 本市が直接制作するもの以外で本市から依頼があった場合には、事業者は、本市が提供する原稿等に基づき掲載するコンテンツを制作すること。

(2) 広告

- ア 事業者は、広告主の募集・決定・広告の制作・掲載・広告主との調整等広告に係る

一切の業務を行うこと。

イ 事業者は、原則として本社、支社、営業所が市内に所在する民間企業等の広告主を募集すること。

ウ 事業者は、広告主募集及び広告制作において秋田市広告掲載要綱及び秋田市広告掲載基準を厳守すること。

エ 事業者において、広告審査体制を確保しておくこと。

オ 本市は、広告主及び広告内容が秋田市広告掲載要綱及び秋田市広告掲載基準の基準を満たさなくなったとき又はその他広告の掲載が適当でないとする事由が生じたときは、事業者に広告掲載の中止を指示する。この場合において、本市は広告主又は事業者に対し賠償の責を負わない。

(3) 共通事項

ア 市政情報及び広告の掲載方法等については提案事項とする。

イ 事業者は、制作したコンテンツについて掲載前に本市の審査を受けること。

ウ 掲載時間は、システムの使用日時と合わせるものとする。ただし、本市の都合により一時的に延長又は短縮できるものとする。

エ 事業者が制作したコンテンツについて、市は本システムの紹介等の行政目的のために利用する場合は、事業者はその利用を承諾するとともに、広告主からも承諾を得るよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りでない。

オ コンテンツの制作期間、掲載開始時期等について、事業者は契約締結後、本市と別途協議するものとする。

10 その他

(1) 事業者は、事業者の負担において、システム設置・運用等を円滑に行うとともに、本市の問い合わせ等に速やかに対応できる体制を確保すること。

(2) 本市は次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、事業者は損害又は損失が生じていても、本市はその賠償又は補償の責めを負わない。また契約解除の際は、事業者は機器一式を撤去し、かつ、設置前の現状に回復しなければならない。なお、既に納付済みの広告料、使用料および電気料は返還しない。

ア 事業者が契約事項に違反したとき。

イ 広告料の支払の有無にかかわらず、休業状態が1か月間継続しているとき。

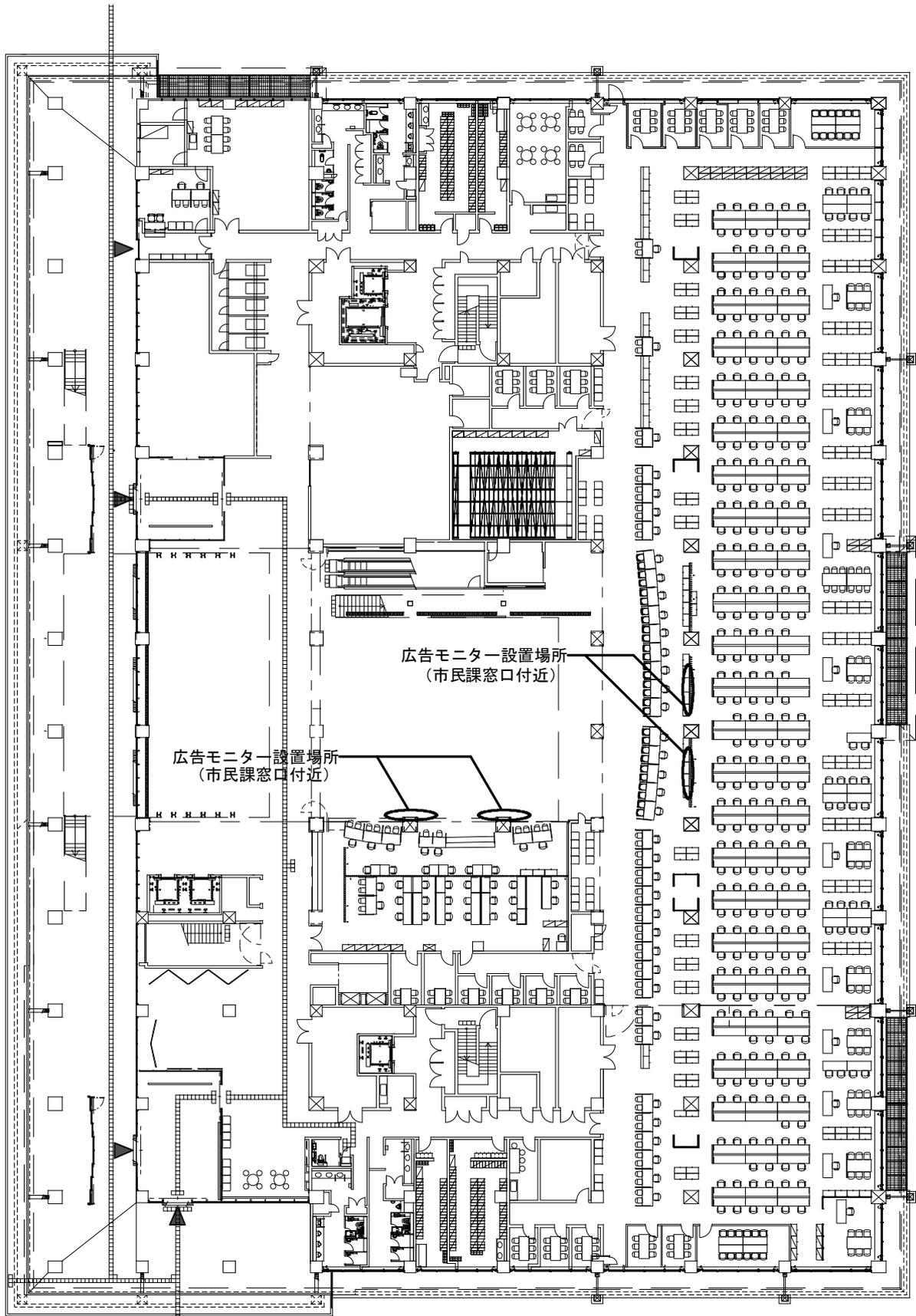
ウ 事業者の責めに帰す理由により本庁舎等の利用に不適切な事情が発生したとき。

(3) 事業者は、契約を解除したとき又は契約期間が満了となったときは、自己の費用でシステムの設置箇所を現状に回復し、本市が指定する期日までに返還しなければならない。ただし、本市が特に承認したときはこの限りではない。また、事業者が期日までに現状回復の義務を履行しないときは、本市が現状回復のための処置を行い、その費用を事業者に請求することができる。この場合において、事業者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

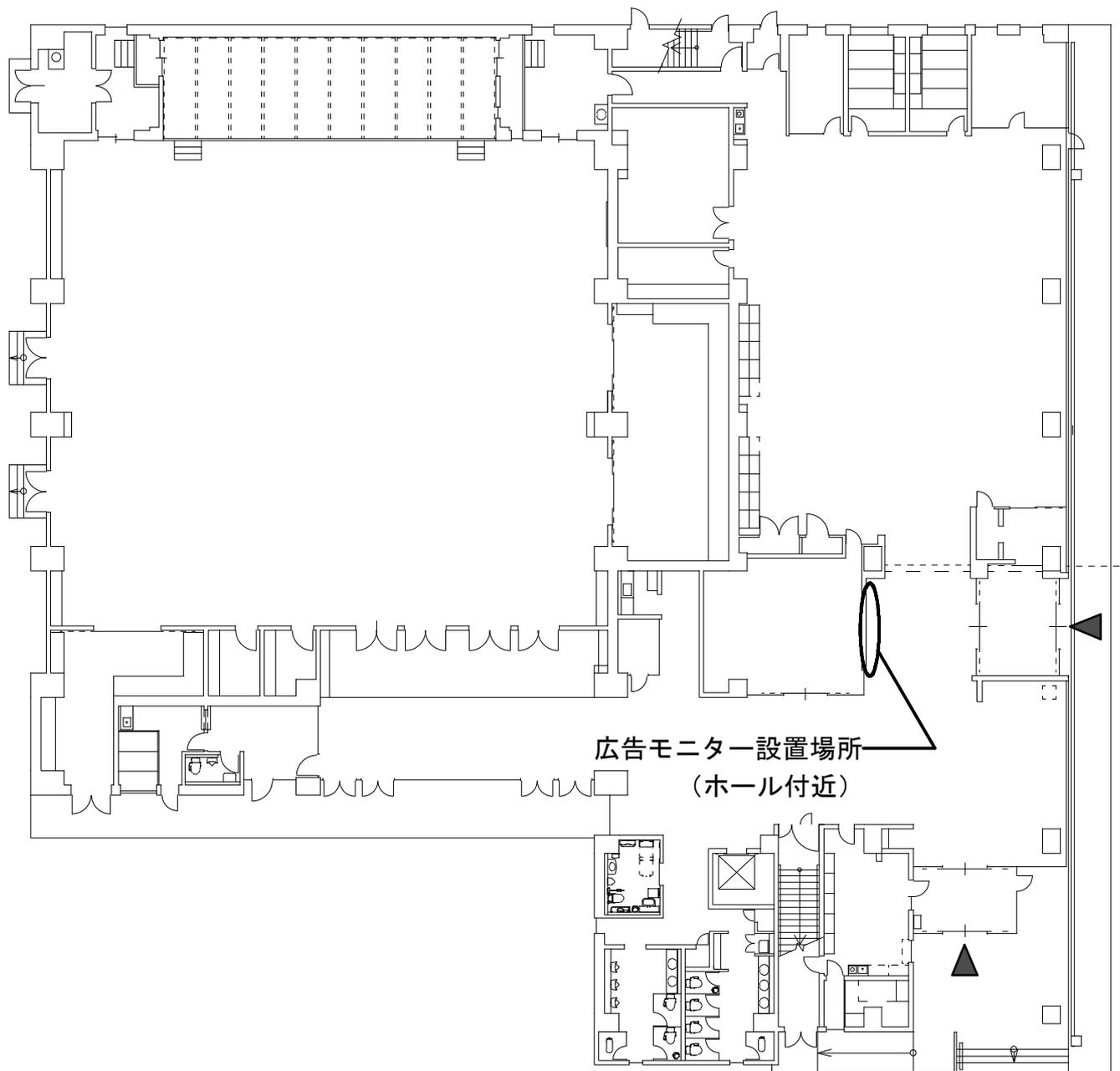
(4) 事業者がシステムの設置および運用等を実施するにあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならない。また、事業者

がその責めに帰する理由によりシステムの全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を本市に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用でシステムを現状に回復した場合は、この限りではない。

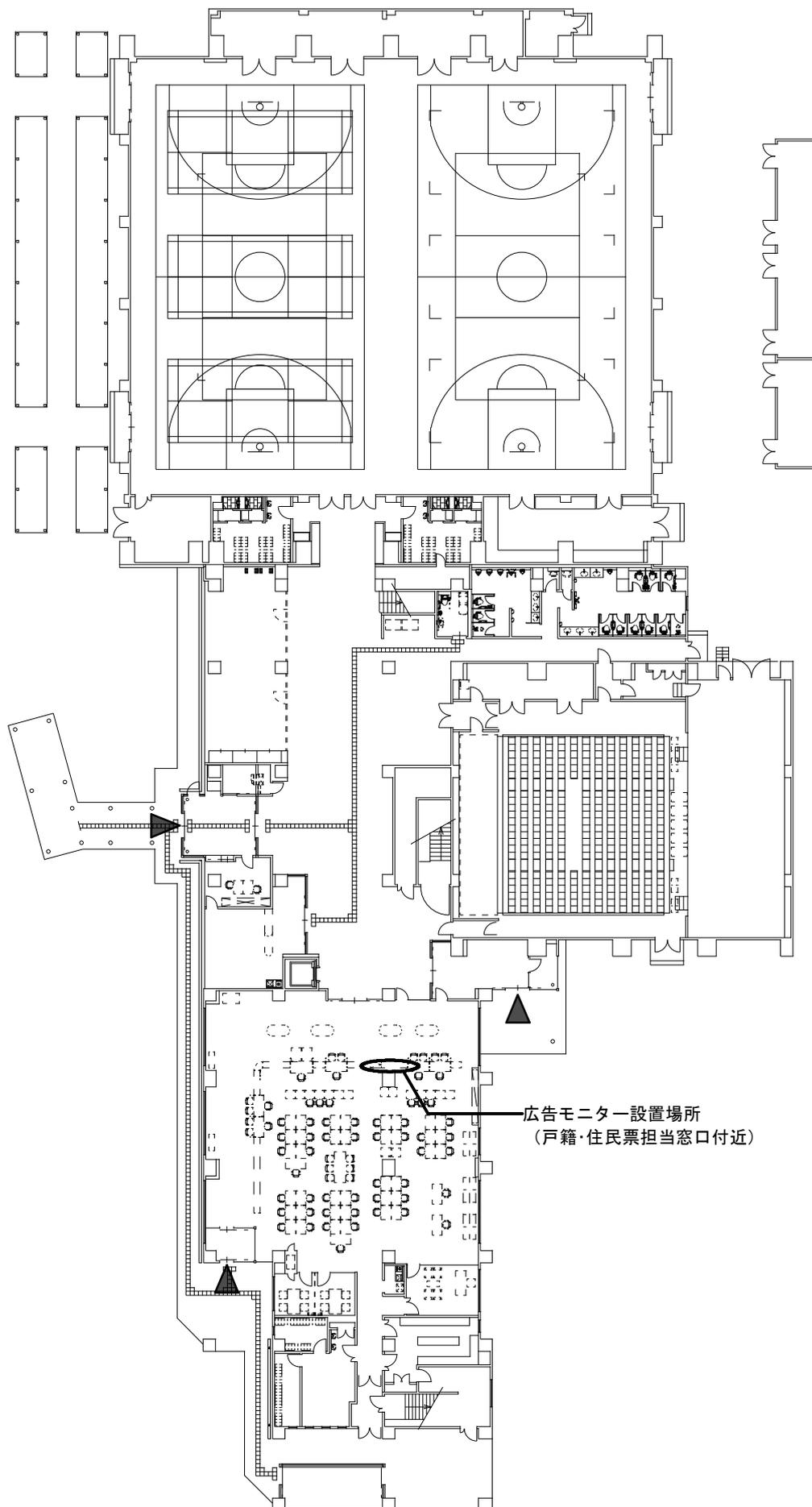
- (5) 事業者はシステムに投じた改良等のための有益費および修繕料等一切の費用を本市に請求することはできない。
- (6) 本仕様書に定めることのほか、別途協議の必要が生じた場合は、その都度市と協議すること。



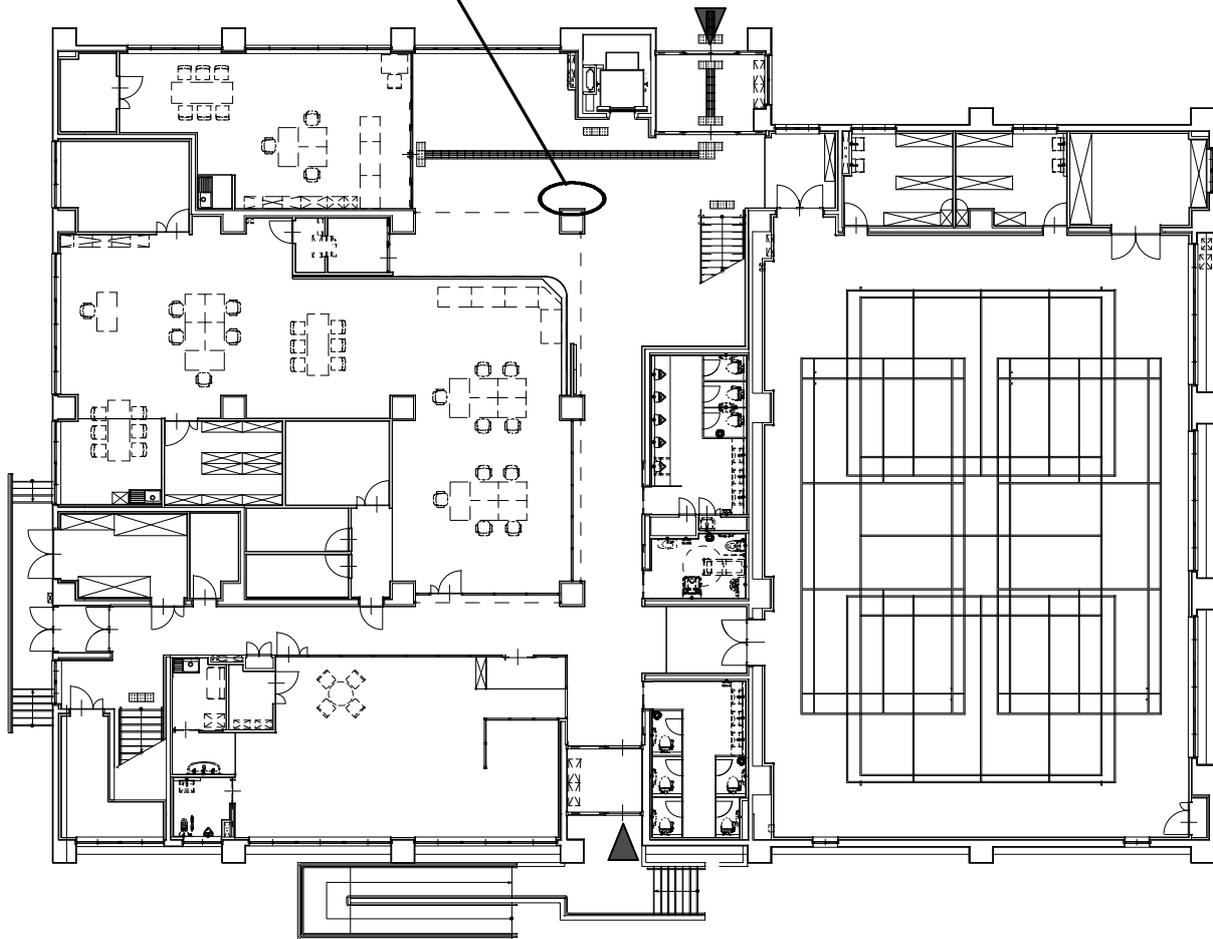
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎 1階



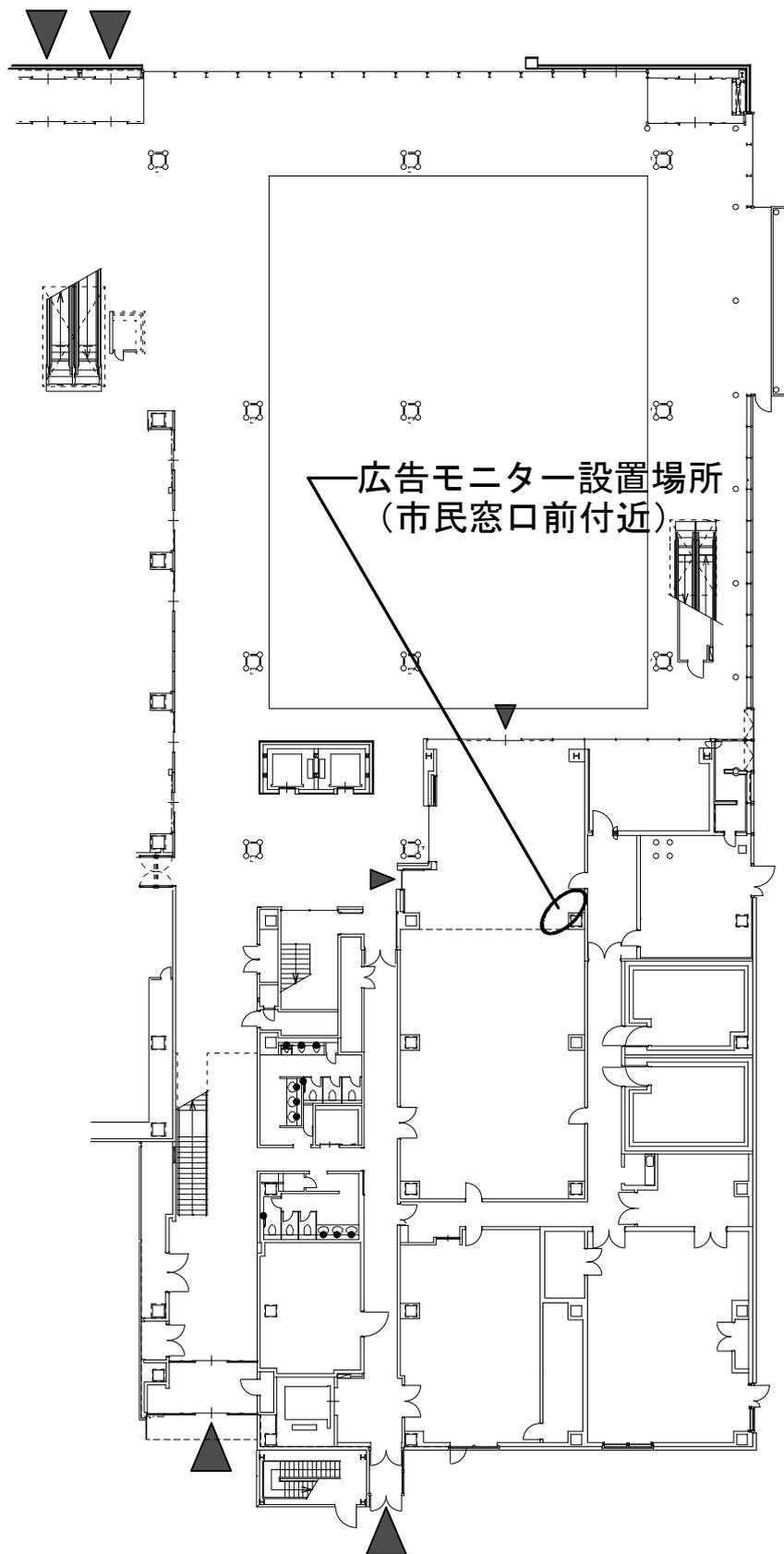
秋田市新屋扇町13番34号 西部市民サービスセンター 1階



広告モニター設置場所
(市民窓口前付近)



秋田市御野場一丁目5番1号 南部市民サービスセンター 1階



秋田市東通仲町4番1号 駅東サービスセンター 1階